

台風第10号による農作物被害に対する応急技術対策について

令和元年(2019年)8月16日
農業技術課

1 果樹

- (1) 葉や果実が風雨にもまれ損傷しているので、定期防除に準じて防除するか、特別散布を行う。
- (2) 主枝、亜主枝などの骨格枝が損傷した場合
 - ア 大枝が裂けたものは、果実が地面に触れないようできる範囲で持ち上げ、収穫期まで維持する。その後、休眠期に本格的な復旧をする。枝の損傷程度がひどい場合は、再度着果量を減らす。
 - イ 枝の損傷部には農薬登録のある塗布剤を塗布し保護する。
- (3) 葉の損傷が著しい場合
 - ア 風により葉が取れ、極端に葉枚数が減少した場合は、枝の再生を促すため、かん水を励行する。
 - イ 樹上に果実が残っている場合は、葉の損傷程度に応じて、着果量を調整する。
- (4) 棚やトレリス等の架線が緩んだ場合
 - 架線やトレリス線の緩みや歪み、傾きが発生した場合は、締め直して矯正する。
- (5) 落果や損傷した果実の取扱い
 - 落果した果実、樹上に残ったが損傷している果実は、集出荷先と十分協議して、今後の取扱い方針を決める。

2 野菜

- (1) 風雨により葉傷み等が発生した作物は、病害の発生予防のため、収穫前日数等の農薬使用基準を遵守し殺菌剤を散布する。
- (2) ズッキーニ
 - ア 病害の発生を防ぐため、収穫前日数等の農薬使用基準を遵守し薬剤散布を行う。
 - イ 損傷を受けた果実は、草勢が回復するよう摘果し、適期収穫に努める。
- (3) スイートコーン
 - ア 茎葉の損傷が軽いものは、そのまま草勢の回復を待つ。
 - イ 雌穂絹糸抽出期で倒伏した場合、不受精による変形果の発生が懸念されるので、根を傷めないよう早めにゆっくり起こす。